

「万引防止と企業倫理(講演要旨)」

北海道大学大学院文学研究科教授
博士(文学) 新田孝彦氏

はじめに

万引等の窃盗犯罪については、企業の経営を圧迫する経済問題や、少年・高齢者による万引犯罪の多発あるいは悪質化といった社会問題であるという指摘がなされております。本講演では、これらに加えて、社会的存在としての企業の責任という観点から、これを企業倫理の問題として捉え、対処する必要があるという趣旨でお話しをいたします。

企業の社会的責任

企業が社会的責任を負っているという考え方は、江戸時代の近江商人に発する「三方よし」(売り手よし、買い手よし、世間よし)という言葉にもすでに現われておりますが、これが企業社会全体の課題として認識され、「企業市民」や「企業倫理」という言葉とともに語られ始めたのは、わが国においてはようやく今世紀に入ってからであろうと思われま

す。企業は決して経営者と従業員のみから構成された閉じたシステムではなく、さまざまなステークホルダーと係わりつつ、ともに社会の中に存在しているオープン・システムだとすれば、社会における企業の役割は、たんに利潤の追求を目指した経済活動を通じて社会に貢献するだけではなく、社会や環境に対するより直接的な配慮もまた企業経営の本質をなす視点として求められることとなります。すなわち、私的利益と公的利益を対立させ、どちらが重要かと問うのではなく、また利潤が上がったならばその一部を社会に還元するというのでもなく、市民社会を構成する一員である「企業市民」として、健全な市民社会の発展を経営視点に取り入れること、これが企業倫理の基本となります。

もちろん、複数の価値を同時に実現することは、決して容易なことではありません。万引防止は、一方では犯罪を防止することを通じて社会の安全を追求する活動ですが、他方では企業市民として、他の構成員の自由を阻害しない義務も負っています。このとき、一方の価値の実現だけを追い求めるならば、すなわち安全な社会という理想だけを追求するならば、「人を見たら泥棒と思え」という完璧な監視社会が生ずるでしょうし、自由という価値だけを追求するならば、「弱肉強食」の完全な無秩序が発生するでしょう。われわれの誰もこのような社会は望まないと思います。そこで、安全と自由という、われわれが生きてゆく上でともに重要な価値を、より高いレベルで両立する知恵と工夫が求められることとなります。皆様が開発に携わっておられる EAS 機器も、万引を防止し安全な社会を創り出すと同時に、顧客が買い物の自由を満喫するための技術的工夫の一つと言えます。

万引防止活動の意義

ところで、企業の万引防止活動には、さらに、規範意識の維持・強化という社会的意義があると考えられます。規範意識は、何らかの仕方で強化されなければ、次第に弱体化してゆく、という運命にあります。悪事を繰り返しているうちに、良心が麻痺してしまうわけです。また社会規範は、それを遵守する社会の構成員が多ければ多いほど、他の構成員に対する影響力も強まります。逆に言えば、多くの大人が破っているルールを、子供たちだけに守らせることは不可能です。それゆえ、われわれは一人の市民として、さまざまな活動を通じて規範意識の維持・強化を図らなければならないのであり、万引防止活動もまたその一環と位置づけることができます。

こうした活動を規範意識の維持・強化という言葉で捉えますと、それは一元的な価値意識の強制ではないかという疑念が生じるかも知れません。しかしその批判は当りません。「盗んではならない」という規範は、「殺してはならない」、「騙してはならない」といった規範などとともに、それを欠くならば社会がもはや社会として存続することが不可能になる、そのような基礎的な規範なのであり、それゆえ、いかなる社会、いかなる宗教においても、盗みは禁止されているのです。

現在、万引を含めた犯罪防止活動を行うことは、一部の犯罪に加担することを除いて、企業の法的な責任とされているわけではありません。この意味で、万引防止活動に取り組まないからといって、コンプライアンス（法令遵守）に欠けるところがあるとまでは言えません。しかし、「法は倫理の最低限」であり、法令の要求する以上のことを、自発的・自律的に行うことがまさに企業倫理の趣旨に適ったこととなります。

まとめ

したがって、企業倫理の問題として万引防止活動に取り組むことには、**第一に**、企業が**企業市民として社会的責任を積極的に果たす**という意義が認められます。また、規範意識の維持・強化という観点からは、こうした企業の姿勢を社会に対して宣言し、積極的にアピールする必要があります。さらにそのためには、企業は、たとえば倫理綱領や行動規範といった形で、**自らの姿勢を内外に向けて明らかにしなければなりません**。倫理綱領や行動規範を定めることは、その企業の社会的使命や、企業活動を通じて実現する価値を明示することによって、**従業員に誇りと責任を自覚させることにもつながります**。また**第二に**、万引防止活動は当然のことながら**ステークホルダーの利益保護**になり、**第三に**、犯行機会を減少させることで、環境次第で犯罪に手を染めやすい人々を犯罪から守ることもなります。そして**第四には**、多くの企業が「盗んではならない」というメッセージを発することは、現場における社会教育という意義をももたらすでしょう。

現在の日本社会は、こうした企業の社会貢献活動を積極的に評価しうるところまで成熟しつつあると確信しています。企業倫理の確立と実質化に向けた皆様のご健闘をお祈り申し上げます。